

議案第 122 号調布市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

今条例改正は、市職員の給与に関する条例改正に合わせて提案されたものです。公務員は労働基本権であるストが制限されている点から人事院勧告という物差しがあるわけですが、この給与に関する改訂のうち、期末手当の引き上げ分を市議会議員にも連動させて行う内容です。議員報酬については、市議会議員報酬を審議する報酬審議会の中での議論の時に期末手当に対する資料提供され審議されましたが現状維持との事でした。しかし、具体的に議員の期末手当の決め方はあいまいなものだということが委員会審議から浮かんできました。今回の見直しにより、数値としては 420 を 430 に改められ、実際には、職員は平均 44,000 円、議員は改正より 66,000 円増額となる条例改正の提案です。これを月に換算すると、のベースアップということにもなります。

市税収入が決算期に過去最高でしたが、市民生活を振り返れば、景気回復を最優先に進められてきた国の政策が市民の暮らしを豊かにしてきたかと言えば、軽減税率に象徴されるように今後の増税への防衛策が検討されている実態もあります。日経新聞によりますと、の内閣府が 8 日発表した街角景気が 11 月の景気ウォッチャー調査という、景気に敏感な職種の小売店員、タクシー運転手などを対象に実施されている調査によりますと、南関東の現状判断指数が 2 ヶ月ぶりに悪化、2.3 ヶ月先を示す数値もさがっていると報道されています。国保税も値上げが検討されるなど、今回の一般質問でも、お話ししたように市民生活は極めて厳しく、高齢者においては病気や介護の問題に直面、年金だけでは特養にも入れない状況です。働く世代の保育園不足、子どもの貧困問題も深刻です。市民生活の厳しさについて各議員からも問題提起されてきています。

こういった社会状況の中で、市民に寄り添って政策提案する立場でもあり、場合によっては市民に痛みを伴った議決もしなければならない議員という立場を考慮すると、期末手当について人事院勧告に沿った支給割合を上げるとした改正提案に賛成することはできません。また市民理解を得ることも難しいと考え、期末手当の引き上げの改正提案については反対するものです。